○国土交通省告示第百四十三号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、同法第二十五条の七十において準用する同条六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年一月十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十五条の七十において準用する同条四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十七年十二月二十一日
二　登録番号　4
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive, Houston, Texas 77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通７丁目１－１　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町４丁目４－６
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７－１　住友生命ビル

○国土交通省告示第百四十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり証書発給船級協会の登録を更新したので、同法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年一月十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

船舶安全法第二十九条ノ三第三項において準用する同法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、証書発給船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十七年十二月二十一日
二　登録番号　4
三　登録の更新を受けた証書発給船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive, Houston, Texas 77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　証書発給を行う事業所の名称及び住所

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通７丁目１－１　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町４丁目４－６
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７－１　住友生命ビル

○国土交通省告示第百四十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年一月十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の四十六第三項において準用する同法第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十七年十二月二十一日
二　登録番号　4
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive, Houston, Texas 77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通７丁目１－１　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町４丁目４－６
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７－１　住友生命ビル

○国土交通省告示第百四十六号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の四十八第一項の規定に基づき、次のとおり船級協会の登録を更新したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の六十二第一号の規定により、公示する。

平成二十八年一月十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十九条の十五第三項において準用する船舶安全法第二十五条の四十八第一項の規定に基づき船級協会の登録を更新した件

一　登録更新年月日　平成二十七年十二月二十一日
二　登録番号　4
三　登録の更新を受けた船級協会の名称　American Bureau of Shipping
四　住所　ABS Plaza 16855 Northchase Drive, Houston, Texas 77060 United States of America
五　代表者の氏名　Christopher J. Wiernicki
六　検査を行う事業所の名称及び所在地

名称	所在地
日本地区代表事務所	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
横浜事務所（関東）	神奈川県横浜市神奈川区栄町１－１　ＫＤＸ横浜ビル
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区雲井通７丁目１－１　神戸新聞会館
今治事務所	愛媛県今治市常磐町４丁目４－６
長崎事務所	長崎県長崎市万才町７－１　住友生命ビル